

令和7年12月24日  
中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月24日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社  
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1  
代 表 者：小池 信也

#### 2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（10営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
島根	江 津	2両× 45日 1両× 47日	島根	吉 田	1両× 44日
島根	波 佐	1両× 34日	島根	中 野	1両× 60日
島根	小 田	1両× 35日	島根	六日市	1両× 50日
島根	田 所	1両× 60日	島根	津 田	1両× 57日
島根	跡 市	1両× 38日	島根	白 上	1両× 52日

#### 3. 処分日

令和7年12月24日（水）

#### 【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：水谷、倉田、廣本

TEL：082-228-3460